

**岐阜県次世代エネルギービジョン  
改定支援業務委託プロポーザル募集要項**

令和3年4月26日

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課

## 岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務委託 プロポーザル募集要項

県では、平成23（2012）年3月に県のエネルギー施策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」を策定し、平成28年（2017）3月に改定した。エネルギー分野における技術革新やエネルギーを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、前回改定から5年を経過した令和2（2020）年度に見直しを行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会情勢を見極める必要があることから令和3（2021）年度に見直しを行うこととした。

現行ビジョンの見直しに向けた調査を実施するに当たり、事業者の企画力、知識等を活用することによって、より効果的・効率的に事業を実施するため、外部委託することとし、その委託先の選定に当たっては本事業に最も適した事業者と契約するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求めることとし、今般、事業者を募集する。

### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務名

岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務委託

#### 2 業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月28日（月）まで

#### 4 委託費の上限

5,997,200円（消費税及び地方消費税込み）

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体（以下「単独法人等」という）、あるいは、複数の法人等で結成した共同企業体であること。

単独法人等にあつては、以下の①から⑬までの条件を満たすものとする。

共同企業体にあつては、代表構成員が②及び⑬の要件を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が②及び⑬を除くすべての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ③ 役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条

の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けている者を除く)でないこと。

- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者(同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑩ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪ 労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること(加入義務のないものを除く)。
- ⑫ 平成28年度から令和2年度までの5年間に、国又は地方自治体において、エネルギー、環境分野等で類似の調査・分析事業の受託実績があること。
- ⑬ 県税等の公租公課について未納の徴収金(執行猶予に係るものを除く。)がないこと。

## 2 企画提案書等の作成

本要領の様式1～4に沿って企画提案書を作成してください。

※日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

※使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- ・様式1「岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務委託 企画提案書」
- ・様式2「見積書」
- ・様式3「法人等概要書」
- ・様式4「誓約書」

### 【企画提案書の作成にあたっては、以下を参考・考慮して下さい】

「岐阜県次世代エネルギービジョン」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14418.html>

「岐阜県成長・雇用戦略2017」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11480.html>

「第2期岐阜県強靱化計画」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26188.html>

「第6次岐阜県環境基本計画」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/130209.html>

「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画、岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3646.html>

### 3 応募の手続等

#### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和3年4月26日(月)～令和3年5月26日(水)
② 募集要項等に関する質問受付	令和3年4月26日(月)～令和3年5月26日(水)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和3年4月26日(月)～令和3年5月26日(水)
④ 企画提案書受付期間	令和3年4月26日(月)～令和3年6月2日(水)
⑤ プロポーザル評価会議	令和3年6月上旬予定
⑥ 結果の通知・公表	令和3年6月上旬予定

#### (2) 募集要項等の公表・配布

① 配布日時 **令和3年4月26日(月)～令和3年5月26日(水)**

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

② 配布場所 岐阜県商工労働部新産業・エネルギー振興課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁12階

※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ「トップ/県政情報/入札・公売/公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)からも入手できます。なお、郵便等での配布は行いません。

#### (3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

**令和3年4月26日(月)～令和3年5月26日(水)**

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を新産業・エネルギー振興課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

岐阜県商工労働部新産業・エネルギー振興課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

FAX 058-278-2653

電子メールアドレス [c11353@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11353@pref.gifu.lg.jp)

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県庁ホームページ「トップ/県政情報/入札・公売/公募型プロポーザル」

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

#### (4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

**令和3年4月26日(月)～令和3年5月26日(水)**

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

② 提出方法

企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を新産業・エネルギー振興課まで持参又は郵送にて提出してください。また、共同企業体を結成する場合は共同企業体同意書(別紙3)を併せて提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。

郵送の場合も、**令和3年5月26日(水)必着**となります。また、郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

## (5) 企画提案書等、書類の受付

### ①受付期間

令和3年4月26日(月)～令和3年6月2日(水)正午

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く／最終日は正午まで)

### ②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式1)

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式2)

ウ 法人に関する書類

(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式3)

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)

※共同体として応募する場合、上記ウの(イ)を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式4)

オ 共同体構成員届出(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式5)

カ 共同体協定書の写し(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式6)

キ 委任状(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式7)

※構成員ごと、別様で提出してください。

### ③提出部数

8部(正本1部、副本7部)

### ④提出方法

・新産業・エネルギー振興課あてに持参又は郵送により提出してください。

・郵送の場合も、**令和3年6月2日(水)正午必着**となります。

・郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

### ⑤注意事項

・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

## (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

### ①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

### ②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（新産業・エネルギー振興課が軽微な変更等と判断した場合を除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、後日通知する評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（様式自由）を新産業・エネルギー振興課に持参又は郵送により申し出てください。

**(7) 見積書作成に当たっての注意事項**

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

**(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所**

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県商工労働部新産業・エネルギー振興課 エネルギー係

TEL 058-272-8835

FAX 058-278-2653

電子メールアドレス [c11353@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11353@pref.gifu.lg.jp)

（注意）上記の各種書類を郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を上記の送付先まで電話にて行ってください。

**第3 評価に係る事項**

**1 評価方法**

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務委託プロポーザル評価会議」において行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら採点します。

**2 プロポーザル評価会議**

①開催日時 **令和3年6月上旬（予定）**

②開催場所

岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※開催日時・場所は予定であり、後日、改めて企画提案参加者に通知します。

③企画提案の制限時間

プレゼンテーション	20分間
選定委員からの質疑	10分間

④注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

**3 評価項目及び評価内容**

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

**第4 選定に係る事項**

**1 最優秀提案者の選定**

全評価会議構成員（3名）の別紙2「プロポーザル評価票」に基づき評価点を算出し、評価点の高い順から順位点を付し（プロポーザル参加者数を最高点とし、1位＝最高点、2位＝最高点－1点、3位＝最高点－2点・・・）、評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を第一順位の優秀提案者として、審議のうえ選定する。

なお、評価会議構成員の評価点の合計が、配点の合計（300点）の60%以上であることを最低基準とする。

**2 順位点の合計点数が同点数の者が複数生じた場合**

順位点の合計点数が最も高い者が複数生じた場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、提案金額についても同額である者が複数いる場合は、くじ引きにより順位を決定します。

**3 提案者が1者または無い場合の取扱い**

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を優秀提案者とします。また、基準に満たない場合、または提案者がいない場合は再度公募を実施するものとします。

**4 評価結果の通知及び公表**

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ②全提案者の名称（申込順）
- ③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④最優秀提案者の選定理由
- ⑤評価会議委員の氏名
- ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、提案者が2者の場合、③は公表しません。

**第5 契約の締結**

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者

と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行います。

## **第6 業務の適正な実施に関する事項**

### **1 法令等の遵守**

受託者は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守してください。

### **2 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### **3 個人情報の取扱い**

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### **4 守秘義務**

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## **第7 業務の継続が困難となった場合の措置について**

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### **1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### **2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## **第8 その他**

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。



### 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価点の高い順から順位点を付し（プロポーザル参加者数を最高点とし、1位＝最高点、2位＝最高点－1点、3位＝最高点－2点、・・・）、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を第一順位の優秀提案者として、選定する。なお、評価会議構成員の評価点の合計が、配点の合計の60%以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性(80点)					
1 エネルギー施策に対する理解について(30点)					
①本県のエネルギー施策について正確な知識を有し、内容を理解しているか。	15	10	5	3	0
②国内外のエネルギーを取り巻く情勢・トレンドについて正確に把握しているか。	15	10	5	3	0
2 事業の実施について(50点)					
(1) 調査・分析業務					
①課題抽出	15	10	5	3	0
・現行ビジョンに基づき取り組んできた施策等の課題抽出手法は的確か。					
②課題解決のための手法や具体的な施策及び目標値・成果指標の提案	15	10	5	3	0
・課題解決のための手法や具体的な施策の提案は的確か。 ・施策の有効性を検証するための目標値・成果指標の提案は的確か。					
(2) 岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務					
①改定ビジョンの素案や概要版作成の手法は的確か。	20	15	10	5	0
実施主体の適格性(20点)					
1 事業実施の能力について(5点)					
①本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	5	4	3	1	0
2 事業の実施体制および監督指導者の能力について(5点)					
①計画を適正かつ確実に実施できる人員体制であるか。また、監督指導者は、必要な知識、経験、資格等を有しており、指導・監督能力の高い者であるか。	5	4	3	1	0
3 事業費の妥当性について(5点)					
①事業費の積算は提案された内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	5	4	3	1	0
4 社会的課題への取り組み(5点)					
①「障がい者雇用」(2点) 「仕事と家庭の両立支援」(2点) <岐阜県登録又は厚労省認定のいずれかで2点> 「若者の採用・育成」(1点) といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	該当する場合に加点				
	5	4	3	2	1
合計(100点)					